

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士ソフト株式会社			コード	9749
提出日	2025/2/19	異動（予定）日	2025/3/14		
独立役員届出書の提出理由	2025年3月14日開催予定の当社第55回定時株主総会において、社外取締役候補者である大石健樹氏、荒牧知子氏、辻孝夫氏、仁科秀隆氏、今井光氏、清水雄也氏及び石丸慎太郎氏が社外取締役として選任された場合、7氏を独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大石健樹	社外取締役	○													○		有
2	荒牧知子	社外取締役	○													○		有
3	辻孝夫	社外取締役	○										△					有
4	仁科秀隆	社外取締役	○													○		有
5	今井光	社外取締役	○													○		有
6	清水雄也	社外取締役	○													○		有
7	石丸慎太郎	社外取締役	○													○		有
8	押味由佳子	社外監査役	○													○		有
9	平野洋	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	-	大石健樹氏は当業界における豊富なビジネス経験とICTに関する幅広い見識を活かして、当社事業への深い理解やプロダクト・サービスなどの戦略を推進する上での経営課題に対する高い知見をもとにした事業目線で、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、指名委員会の委員としては経営陣の選任や後継者計画の検討などに取り組むなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
2	-	荒牧知子氏は公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験と、上場企業で監査役や取締役を歴任されるなど、経営に対する高い見識を有し、企業財務/会計に精通した独自の視点で当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、報酬委員会の委員として経営陣の株式報酬やインセンティブの拡充などに取り組み、また特別委員会の委員として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
3	辻孝夫氏は、2014年5月に㈱JVCケンウッドの代表取締役となり、その後代表取締役会長、特別顧問を歴任され、現在退任されております。また、2021年11月に㈱立花エレテックの特別顧問となり、2022年6月28日に社外取締役に就任されました。㈱JVCケンウッド及び㈱立花エレテックは当社の取引先ですが、いずれもその取引額は当社の連結売上高の1%未満であり、主要な取引先には該当しません。	辻孝夫氏は、上場企業の代表取締役社長として通算10年以上の経験を有し、また、複数の上場企業の社外取締役に就任しており、経営における高い知識と経験をもとに、卓越した企業経営経験者として独自の視点で当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、指名委員会の委員長として経営陣の選任や後継者計画の検討などに取り組む、また特別委員会の委員として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、jを除き上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
4	-	仁科秀隆氏は、弁護士としての幅広い見識や経験を有し、また、複数の上場企業の社外役員として企業経営に携わった経験をもとに、法務及び上場会社の最新のコーポレート・ガバナンスに関する深い経験に裏打ちされた見識から当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、ガバナンス委員会の委員長として当社のガバナンス強化に取り組む、また特別委員会の委員として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。

5	-	今井光氏は、投資銀行業務の豊富な経験、資本市場に関する高い知見を有し、複数の上場企業の社外取締役として企業経営に関与した経験をもとに、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、報酬委員会の委員長として経営陣の株式報酬やインセンティブの拡充などに取り組み、また特別委員会の委員長として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
6	-	清水雄也氏は、長年にわたり広範囲の投資業務に携わっており、投資運用業務・資本市場における豊富な経験と高い知見をもとに、当社の株主でもあるファンドの代表者の独自の視点を持って、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、報酬委員会の委員として経営陣の株式報酬やインセンティブの拡充などに取り組み、また特別委員会の委員として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
7	-	石丸慎太郎氏は、上場企業の最高情報責任者として経営に携わった経験を有し、当社業界における高い知見をもとに、システム開発に関する高い見識と業界に精通している独自の視点から、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っており、指名委員会の委員として経営陣の選任や後継者計画の検討などに取り組み、また特別委員会の委員として独立した立場で企業価値向上および株主共同の利益の確保又は向上させる様々な施策の検討に深く関与するなど、当社企業価値向上に貢献していることから、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
8	-	押味由佳子氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門知識と幅広い経験を有し、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っていることから、当社社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
9	-	平野洋氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務・会計の専門知識を有することから、当社の事業運営への適切な監督・助言を行っていることから、当社社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社の独立性判断基準は以下に掲載しております。 https://www.fsi.co.jp/ir/management/7.html

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。